

マイナンバーカード専用 夜間休日窓口開設 新規申請写真不要！ 郵送受け取り可！

マイナンバーカードの交付を推進するため、夜間や休日であれば窓口に来られない方のために、次のとおり窓口を開設しますので、利用してください。

すでに申請済のカードの受け取りや電子証明書の更新・発行、カードの新規申請ができます。新規申請ではオンライン申請サポートも行いますので、写真がなくてもカードが申請でき、カードを郵送で受け取ることも可能です。

開設日時

5月	13日（土）	8：30～12：00
	24日（水）	17：15～19：15
6月	10日（土）	8：30～12：00
	21日（水）	17：15～19：15

【場 所】 役場本庁舎2階 町民課窓口

【取扱業務】

- (1) マイナンバーカードの申請・受け取り
- (2) 電子証明書の更新・発行 など

いずれの手続きも本人確認書類が必要です。

ご不明な点などにつきましては、事前に問い合わせてください。

照会先 町民課窓口係 電話（85）7160

★この回覧「まちだより」と「広報はこね」は町のホームページにも掲載しています。
☆箱根町公式LINEで発行をお知らせしています。友だちの追加で情報を受け取れます。
★「広報はこね」が届いていない方は、役場、出張所、出先機関などに置いてあります。

（発行／箱根町役場 〒250-0398 箱根町湯本 256 番地）

～裏面もご覧ください～



6月9日(金)はすべての出張所で マイナンバーカードの手続きができません！

メンテナンス実施のため、町内すべての出張所にて次のとおり手続きが利用できません。

ご不便をおかけしますが、皆様のご理解、ご協力をお願いします。

【日時】 6月9日(金) 終日

【対象場所】 町内すべての出張所

【利用できない手続き】

- ・マイナンバーカードを使用した転入、転出
- ・マイナンバーカードの受け取り
- ・マイナンバーカード申請書の発行
- ・電子証明書の更新、発行
- ・暗証番号の変更、初期化
- ・住所、氏名、生年月日、性別などの変更
- ・住民基本台帳ネットワークによる住民票（町外の住民票）の広域交付
- ・住民基本台帳カードに関する手続き

※届出は通常どおり、受け付けています。

ご不明な点などにつきましては、町民課窓口係まで問い合わせてください。

照会先 町民課窓口係 電話（85）7160

月 日	
サイン	

★ 読み終わったらすぐ次の方へ回覧しましょう。

回覧「まちだより」【令和5年5月10日発行】

集団健診の予約はお早目に！

特定健診、長寿健診および各種がん検診などの集団健診受診を希望する方は、電話等による事前の申し込みが必要です。

健診の日程、会場などは次の表のとおりですが、会場ごとに時間枠および定員が異なります。また、申し込みの受付期間も、健診の日程によって異なりますので、注意してください。

こちらからご確認ください



密を防ぐために30分ごとの定員も設けます。希望する時間帯や会場によっては、希望にそえない場合もあります。

健診日に受診できる項目などは、保健だより（8ページ）や町ホームページを参照してください。



【健診の種類】

- 特定健診 ○長寿健診 ○一般健診 ○肝炎ウイルス検診
- 各種がん検診（胃がんバリウム・肺・大腸・子宮・乳・前立腺・胃がんリスク）
- ※乳がん検診については、マンモグラフィ併用検査の対象の方のみ受診可能です。

【申込方法】

申込受付期間内に保険健康課保険年金係または健康推進係（さくら館）へ電話、もしくは保険健康課（役場本庁舎2階）およびさくら館の窓口へ直接申し込んでください。

※集団健診を申し込みされた方には、後日健診の案内（問診票など）を送ります。

【注意事項】

- ・前年度に集団健診を受診された方も、予約が必要です。
- ・5月下旬に送付を予定している受診券は4月1日時点のデータをもとに作成しています。
- ・受診の際は、必ず「受診券」を持参してください。特定健診の受診券はクリーム色、長寿健康診査の受診券は緑色、がん検診の受診券はピンク色です。
- ・今年度受診可能ながん検診は、受診券の表面（氏名が記載されている面）に印字している検診のみです。印字されていない検診は受診できません。
- ・受診日時点で、社会保険に加入されている方は、箱根町の特定健診または長寿健診は受診できません。
- ・問診票などは予約した日程の2週間前までに郵送します。事前に記入の上、当日会場に持参してください。
- ・特定健診・長寿健診を受診された方の中から抽選でプレゼントを差しあげます！

【その他】

町内医療機関において個別健診を実施しています。詳しくは、保健だより（13、14ページ）を参照してください。



※健診の日程によって、申込受付期間が異なりますので注意してください。

申込受付期間	日程	場所	時間枠	30分毎の定員
6月1日（木） ～ 6月8日（木）	7月9日（日）	さくら館	8：30～11：30	20
			14：00～16：00	
	7月20日（木）	仙石原文化センター	女性 9：00～10：30	15
			男性 10：30～11：30	
	9月6日（水）	仙石原文化センター	男性 9：00～10：00	15
			女性 10：00～11：30	
	10月13日（金）	役場本庁舎	女性 8：30～10：00	15
			男性 10：00～11：30	
7月3日（月） ～ 7月10日（月）	10月17日（火）	箱根集会所	女性 9：00～11：00	10
			男性 11：00～12：00	
	10月26日（木）	大平台集会所	女性 9：00～11：00	10
			男性 11：00～12：00	
	11月16日（木）	役場本庁舎（子宮・乳）	9：00～11：00	15
10月2日（月） ～ 10月6日（金）	12月10日（日）	さくら館	8：30～11：30	20
			14：00～16：00	
令和6年 1月9日（火） ～ 1月15日（月）	令和6年 3月4日（月）	さくら館	女性 8：30～10：30	20
			男性 10：30～11：30	

※大平台集会所は受診者用の駐車場がありません。公共交通機関を利用してください。

申込・照会先

- ・特定健診、長寿健診：保険健康課保険年金係 電話（85）9564
- ・各種がん検診など：保険健康課健康推進係（さくら館内） 電話（85）0800

コロナ5類移行後の主な変更点

令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、2類から5類に移行します。5類移行に伴う主な変更点などについてお知らせします。

【主な変更点】

●発熱などコロナの症状が疑われる場合、これまでの「発熱等診療等医療機関」ではなく、「外来対応医療機関(※)」で受診が可能になります。

※ 神奈川県ホームページ等で公表されます。

●検査・治療・入院・薬の費用が一部を除き(※)保険診療(自己負担あり)になります。

※ 新型コロナ治療薬の費用は9月末まで無料です。

●感染症法に基づく外出制限・就業制限がなくなります。ただし、発症後5日間かつ症状軽快後24時間が経過するまでは外出自粛を推奨しています。

●対象者への公費による食料品の配送やパルスオキシメーター(※)の貸与および健康観察が終了します。

※ 指先などに光を当て、血液中の酸素飽和度を測定する機器のこと

【継続すること】

○「新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル」 電話 0570-056-774

新型コロナウイルス感染症に関する総合的な相談ダイヤルです。

○新型コロナウイルスワクチン接種は令和6年3月31日まで延長され、最大2回まで(※)無料で受けることができます。

※ 2回接種できるのは高齢者や基礎疾患のある方、医療従事者などになります。

5月8日以降、感染防止対策については個人の判断となりますが、コロナウイルスそのものが変わるわけではありません。感染拡大を防ぐため、基本的な感染防止対策の継続をお願いします。



照会先 保険健康課健康推進係(さくら館) 電話 85-0800

予算説明冊子

「箱根町のわかりやすい予算」を作成しました！

市町村の予算書は、数字だらけでわかりにくいとされています。

町の予算書も 400 ページ以上にわたり、一般的に聞きなれない用語や数字が整然と並んでいて、わかりにくい作りとなっています。

町では、行政サービスの維持、そして、多くの観光客の皆さんを迎えるための施策の推進など、安定的な行財政運営を行うために当分の間、超過課税を実施するとともに、5年ごとに行財政改革や財政見通しの状況などを考慮したうえで、財源不足への対応を検討することとしています。

予算とは、皆さんからお預かりした税金をどのように使うかを定めることです。限られた財源のなかで多くの事業を行うために、必要性や優先順位を考えながら事業を選択しています。

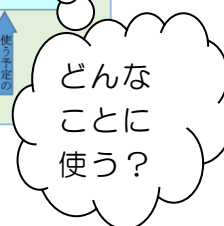
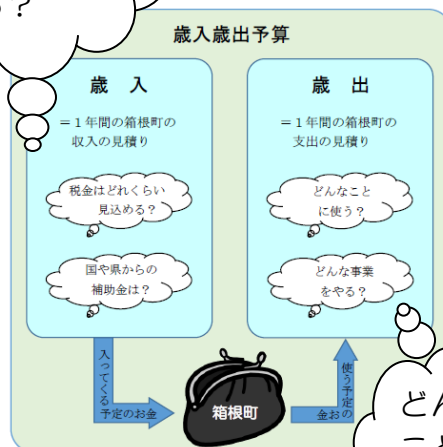
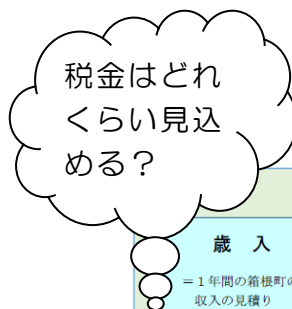
町の予算がどうなっているのか、本年の予算のポイントなどを、町民の皆さんによりわかりやすくお知らせすることが重要と考え、昨年度に続き町の予算や財政状況などを説明するための冊子を作成しました。

冊子は、役場本庁舎3階企画課および出張所窓口においてあります。

また、町ホームページにも冊子を掲載してありますのでぜひ見てください。

【町ホームページ>ホーム>行政情報>政策>財源確保に向けた取り組み
>箱根町のわかりやすい予算】

二次元コード：



照会先 企画課特定政策係 電話 (85) 9560

財務課財務係 電話 (85) 9563

不用品交換情報

譲ります！
譲ってください！！

譲ります

(4月26日現在)

番号	品名	規格	状態	価格
1376	マッサージチェア		普通	無料
1387	ランドセル	水色(女の子用)	普通	無料

譲ってください

番号	品名	規格	状態	価格
2144	猫用品 (猫ボランティアで使用)	キャリーバッグ、ケージ、 シート、フード等	普通	無料

- ※ 状態は新品・良い・普通・多少傷ありの4段階で表しています。
- ※ 家庭で使わなくなった品物などを、ごみに出す前に「不用品交換情報」に登録しませんか。他に必要としている方に、有料または無料で譲ることができます。
また、同時に譲ってほしいものの情報登録も受け付けています。
掲載期間は登録日から6か月間です。
- ※ 本情報は、町内在住者のみ有効となります。
- ※ 希望の商品が見つかったら、登録者の連絡先を知らせますので、環境課まで連絡してください。その後の引き取り方法などの交渉は当事者間で行ってください。
- ※ 問題が生じた場合は、当事者間の話し合いなどにより解決してください。

申込・照会先 環境課環境政策係 電話(85)9565

